

かんしん

寄付型定期預金

子供応援定期預金6

この定期預金は、当組合の店周地区内の子どもたちを応援するために、当組合が、皆さまからお預入れいただいた定期預金残高に応じて、当組合が選定する地域の幼稚園、保育園、子ども園等に、子供育成を目的とする教育資材を寄付いたします。



募集概要

募集金額

50億円

募集期間

令和8年8月20日(木)～令和8年11月30日(月)

※募集金額に達した場合、募集期間内であってもお取扱いを終了いたします。

預入資格

趣旨にご賛同いただける、組合員の個人・法人さま

預入額

50万円以上1,000万円以下（預入単位1円）

預入期間

1年のみ（自動継続）最初の満期日以降は、店頭表示金利を適用します。

預入原資

新たなご資金に限ります。

適用金利

1.1%（税引後金利 個人の場合：0.876% 法人の場合：総合課税）

寄付相当額

募集期間最終日の「かんしん子供応援定期預金」残高×応援レート**0.01%** 相当
（募集総額が**50**億円の場合、寄付額は最大で**50**万円になります。）

詳しい商品概要につきましては、裏面をご覧ください》

商 品 説 明 書

(令和8年8月20日現在)

1. 商品名(名称)	・地域課題応援定期預金「かんしん子供応援定期預金6」
2. 募集金額(総額)	・50億円
3. 募集期間	・令和8年8月20日(木)～令和8年11月30日(月)
4. ご利用いただける方	・本趣旨にご賛同いただける個人・法人の組合員の方
5. 寄付について (1) 寄付相当額 (2) 寄付先	・募集期間最終日の「かんしん子供応援定期預金」残高×応援レート0.01%相当 (募集総額が50億円の場合、寄付額は最大で50万円になります。) ・当組合が選定する幼稚園、保育園、子ども園等に、子供育成を目的とする教育資材を寄付いたします。
6. お預入期間	・1年(自動継続扱い)
7. 預入方法 (1) お預入方法 (2) お預入金額・単位	・一括預入 ※新たなご資金によるご契約に限ります。 ・50万円以上 1,000万円以下・1円単位
8. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻いたします。
9. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・1.100%(税引後金利 個人の場合:0.876% 法人の場合:総合課税) (最初の満期日以降は、店頭表示金利を適用します) ・満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をもとに、利息を計算します。
10. 税金	(個人のお客さま) ・20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%)がかかります。※ただし、マル優の場合を除きます。 (法人のお客さま) ・総合課税 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。
11. 付加できる特約事項	・個人のお客さまはマル優のご利用ができます。 ・個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.500%上乗せした利率) ※ただし、貸越極度は担保定期預金の合計額の90%、または200万円のいずれか少ない方となります。
12. 預金保険の適用	・預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
13. 中途解約時のお取り扱い	・満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた次の中途解約利率により計算した元利金を支払います。 ◇預入期間6カ月未満・・・解約日現在の普通預金利率 ◇預入期間6カ月以上1年未満・・・約定利率×50%
14. 金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。または窓口にお問合せください。
15. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	・苦情処理措置 当組合では、お客さまに一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等(※)を受け付けておりますので、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。(※)苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。 窓口①【第一勧業信用組合 コンプライアンス・お客さま保護部】 ●受付日 : 月曜日～金曜日(祝日及び金融機関の休業日は除く) ●受付時間 : 午前9時～午後5時 ●電 話 : 03-3358-9447 フリーダイヤル:0120-009-447 なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 ●ホームページアドレス https://www.daichikanshin.com/guideline/ 窓口②【一般社団法人 東京都信用組合協会 東京地区しんくみ苦情等相談所】 ●受付日 : 月曜日～金曜日(祝日及び金融機関の休業日は除く) ●受付時間 : 9:00～12:00/13:00～17:00 ●電 話 : 03-3567-6211 ●所 在 地 : 〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5 窓口③【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 ●受付日 : 月曜日～金曜日(祝日及び金融機関の休業日は除く) ●受付時間 : 午前9時～午後5時 ●電 話 : 03-3567-2456 ●所在地 : 〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5 登録金融機関業務に関する苦情は、当組合が加入する日本証券業協会から苦情の解決業務等の委託を受けた「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(略称 FINMAC フィンマック)」(電話:0120-64-5005)でも受け付けています。 ・紛争解決措置 ●東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031) ●第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588) ●第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記第一勧業信用組合コンプライアンス・お客さま保護部または東京地区しんくみ苦情等相談所、しんくみ相談所の窓口までお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲介センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。仲裁センター等では東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんので、ご注意ください。 具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 登録金融機関業務に関する紛争は、当組合が加入する日本証券業協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた上記「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(略称 FINMAC フィンマック)」でも受け付けています。

